

学校感染症にかかった場合の対応について
(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は除く)

下の一覧表にあげた病気は学校感染症といわれ、たとえ軽症でも登校できません。かかったら学校に届けを出し、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。法律で定められた「出席停止」扱いになります。(学校保健安全法第19条)

	★学校感染症一覧		
第1種	エボラ出血熱 痘そう マールブルグ病 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群	急性灰白髄炎 ペスト ジフテリア 特定鳥インフルエンザ	クリミア・コンゴ熱 南米出血熱 ラッサ熱
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザをのぞく) 新型コロナウイルス感染症 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふく) 風疹		
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎	水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	急性出血性結膜炎 その他の感染症

※もし、学校感染症にかかってしまったら、下記の証明書を、医療機関で記入してもらい、生徒が登校する時に、保健室に提出させて下さい。

----- き り と り せ ん -----

沖縄県立陽明高等学校

学校感染症証明書

年 組 番 氏名

疾患名 ()

※感染力が強く、感染を広げてしまう可能性がある場合、記入して下さい。(第3種その他の感染症を含む)

※出席停止の必要がない場合は記入不要です。

出席停止期間等指示：

令和 年 月 日
医療機関所在地及び名称：
医師氏名：